

第7期春日市障がい福祉計画及び 第3期春日市障がい児福祉計画



みんなで春をつくろう

令和6年3月

春日市

はじめに

本市では、障害者基本法に基づき、令和2年度から8年度までの本市の基本的な障がい福祉施策や目標を定めた「第5次春日市障がい者福祉長期行動計画（春日市障がい者あったかプラン）」を策定し、障がいのある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、地域で支え合いながら生き生きと暮らしていくことができるまちづくりに取り組んでいます。



また、「春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画」を策定し、年ごとに見直しを行うことで、障がいのある人の自立と社会参加の促進、障害福祉サービス等の充実など、障がいのある人に対する様々な施策を推進しています。

今回、「第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画」の見直し時期であることを受け、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間と定め、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨等を踏まえた新たな障害福祉サービス等の整備計画として「第7期春日市障がい福祉計画及び第3期春日市障がい児福祉計画」を策定しました。

これらの計画に基づいて、市民の皆様をはじめ、サービス事業者や関係団体の皆様の御理解と御協力をいただきながら、将来都市像『住みよさ実感都市かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～』の実現を目指し、努力を続けてまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、多大なる御協力を賜りました春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

春日市長 井上 澄和

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	国が示す基本指針	4
5	計画の目指す姿（計画の基本理念）	5
6	計画の方向性	6

第2章 春日市の現状

1	人口動態	7
2	身体障がい者の現状	9
3	知的障がい者の現状	12
4	精神障がい者の現状	13
5	難病患者の現状	14
6	障害支援区分認定者の現状	14
7	障がい児の就学の現状	15
8	障がい者の雇用の現状	16
9	アンケート調査結果から見える現状	17

第3章 成果目標とサービス事業量の見込み

1	令和8年度の成果目標	27
2	障害福祉サービスの見込量	35
3	障がい児福祉サービスの見込量	43
4	地域生活支援事業の見込量	46
5	その他の事業について	54

第4章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	55
2	計画の進捗管理	55

資料編

1	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会設置要綱	57
2	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会委員名簿	58
3	策定経過	59
4	用語解説	60

※本計画では、「障がい者」は障がい児・者の両方を含んでいます。



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では令和2年3月、障害者基本法の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、共に支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて「第5次春日市障がい者福祉長期行動計画（春日市障がい者あったかプラン）」を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

また、令和3年3月に策定した「第6次春日市総合計画」においては、障がい者等の自己決定を尊重し、本人の意思や状況に応じた適切なサービスの提供体制や、相談体制の充実に向けて取り組むこと、「第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画（春日市地域しあわせプラン2021）」では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け取り組むことを定めています。

これらの計画が示す、障がい者等が地域で安心して暮らすことができる社会の実現には、必要なサービス量の確保と適切な支援が必要となります。

そのため、本市では、令和5年度末で計画期間が終了する「第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画」を見直し、ニーズに応じた成果目標の達成状況や障害福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新しい課題に対応すべく、「第7期春日市障がい福祉計画及び第3期春日市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成15年 (2003年)	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成17年 (2005年)	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成18年 (2006年)	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正] 教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成19年 (2007年)	★障害者権利条約署名
平成21年 (2009年)	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し

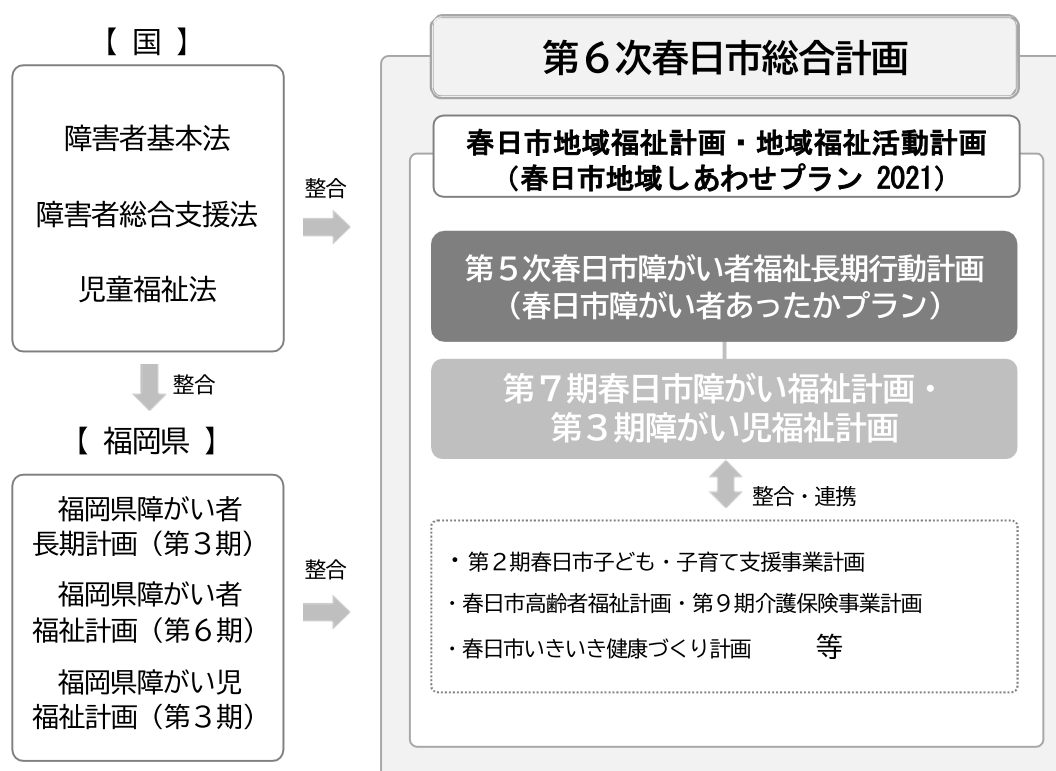
年	国の動き
平成 22 年 (2010 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・ 応能負担の原則化 ・ 発達障害を対象として明示
平成 23 年 (2011 年)	○[改正] 障害者基本法 施行 ・ 目的規定及び障がい者の定義の見直し ・ 地域社会における共生 ・ 差別の禁止
平成 24 年 (2012 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・ 相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・ 障がい児施設の再編 ・ 放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待防止法』 施行 ・ 虐待を発見した者に通報の義務付け ・ 虐待防止などの具体的スキームの制定 ・ 障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 (2013 年)	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・ 基本理念の制定 ・ 障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律『障害者優先調達推進法』 施行 ・ 国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・ 民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年 (2014 年)	★障害者権利条約批准
平成 27 年 (2015 年)	○難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年 (2016 年)	○障害者差別解消法 施行 ・ 障がい を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・ 障がい者に対する差別の禁止 ・ 合理的配慮の提供義務 ○[改正] 発達障害者支援法 施行 ・ 乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・ 就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年 (2017 年)	◆『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」発表 ●ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定 ・ 「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」
平成 30 年 (2018 年)	●障害者基本計画（第4次）の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 ・ 障がい児福祉計画策定の義務付け ・ サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ○[改正] バリアフリー法 施行 ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行 ◆障害者雇用率引き上げ ・ 民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
令和 3 年 (2021 年)	◆障害者雇用率引き上げ ・ 民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ
令和 4 年 (2022 年)	○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』 施行
令和 5 年 (2023 年)	●障害者基本計画（第5次）の策定 ◆障害者雇用率引き上げ（令和6年度から8年度にかけての段階的引き上げ） ・ 民間企業 2.7%、国や地方公共団体など 3.0%、都道府県などの教育委員会 2.9%へ

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

2 計画の位置づけ

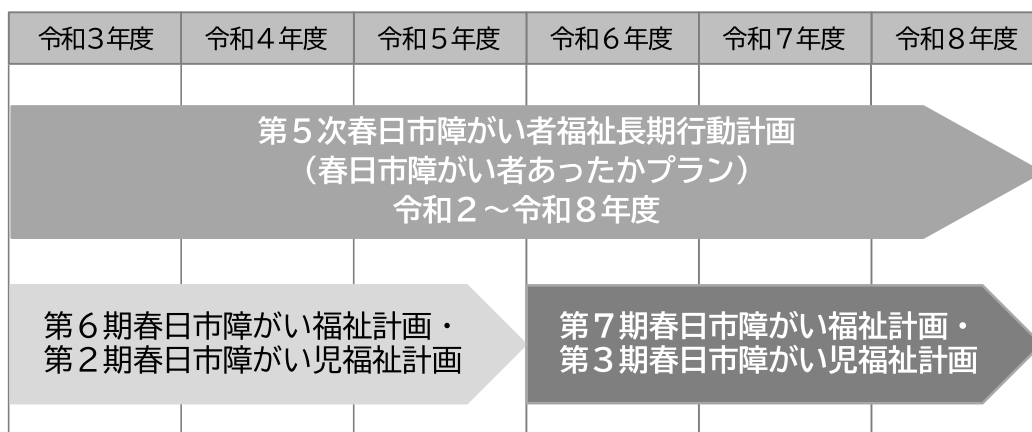
本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に定める「障害児福祉計画」を一体として策定するもので、国の基本指針に則して、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策等を定める計画です。

また、本計画は、上位計画である「第6次春日市総合計画」や「第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画（春日市地域しあわせプラン2021）」、障害者基本法に基づく「第5次春日市障がい者福祉長期行動計画（春日市障がい者あったかプラン）」等、他の保健福祉関連計画との整合性を保つものとなります。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。



4 国が示す基本指針

国は、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行いました。

主な改正内容は以下のとおりです。

(1)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・包括的かつ継続的な地域支援体制の整備のため、都道府県と市町村の連携を強化

(3)福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設

(4)障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築

(5)発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実

(6)地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進

(7)障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討

(8)障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等

5 計画の目指す姿(計画の基本理念)

本計画は、上位計画である「第5次春日市障がい者福祉長期行動計画」における「障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

6 計画の方向性

国の基本指針を踏まえ、計画の目指す姿を実現するため、以下のとおり、計画の方向性を定めます。

(1) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けての取組を推進します。

(2) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことができるよう、支援の提供体制の整備を進めます。

(3) 地域生活への移行、継続支援、就労支援等

入院や入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者の生活を地域全体で支える体制の整備を進めます。

(4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援していくため、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、教育等の関係機関と連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(5) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施するため、多職種間の連携の推進を図るとともに障がい福祉事業所等と連携して人材確保・定着に努めます。

(6) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等のさまざまな分野において、合理的配慮の提供とそのための環境を整備しながら、多様な活動に参加する機会の確保に努めます。



第2章

春日市の現状

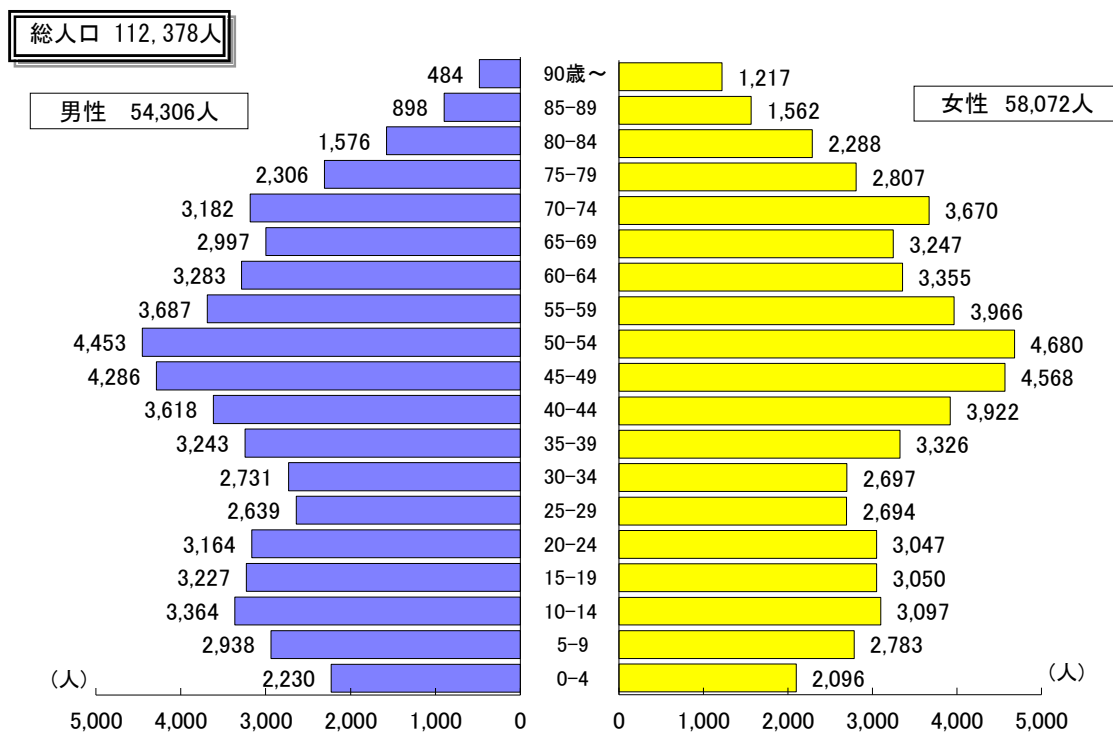
1 人口動態

(1)人口構造

本市の人口は、令和5年10月1日現在で、男性54,306人、女性58,072人、合計112,378人です。

年齢階層別に見ると、団塊ジュニア世代である40代後半・50代前半が多く、次いで10代・20代が多い人口構造となっています。

春日市の人口ピラミッド



(令和5年10月1日現在)

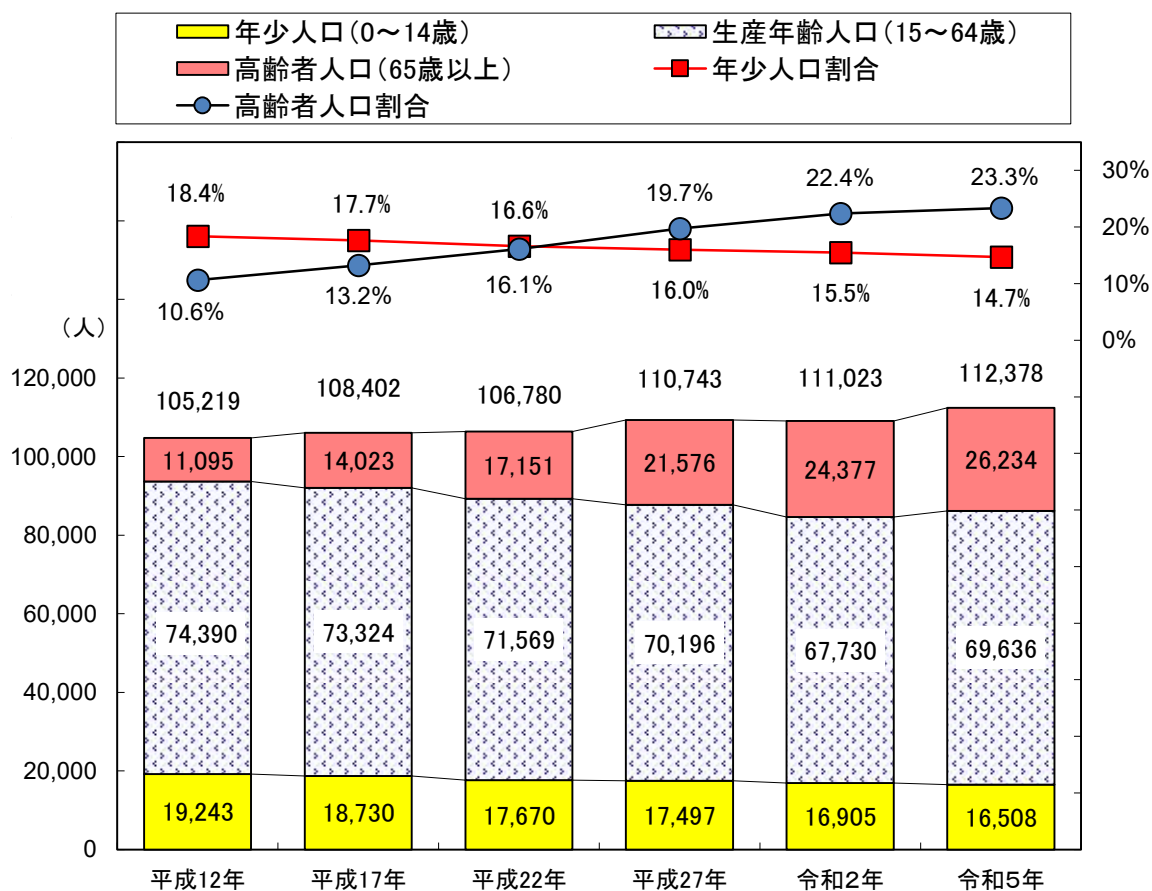
資料:住民基本台帳

(2)年齢3区分人口の推移

平成12年以降の年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）が減少を続ける一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

令和5年10月1日現在の高齢化率は23.3%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率等の推移



(各年10月1日現在)
※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（令和5年は住民基本台帳）

2 身体障がい者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在3,337人（総人口の2.97%）で、うち65歳以上の高齢者が2,378人と、全体の71.3%を占めています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が1,626人（48.7%）と最も多く、次いで内部障がいが1,249人（37.4%）となっています。また、重度障がい者（1、2級）は1,655人で、全体の49.6%を占めています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	2	1	0	0	1	0	4
	18～64歳	18	19	3	3	11	1	55
	65歳以上	34	40	6	13	14	0	107
	合計	54	60	9	16	26	1	166
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	2	0	0	0	2	4
	18～64歳	14	26	5	11	1	8	65
	65歳以上	20	23	15	48	3	87	196
	合計	34	51	20	59	4	97	265
音声・言語障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	1	1	3	1			6
	65歳以上	1	3	17	4			25
	合計	2	4	20	5	0	0	31
肢体不自由	18歳未満	27	5	2	1	2	0	37
	18～64歳	106	120	80	67	56	44	473
	65歳以上	178	194	164	327	178	75	1,116
	合計	311	319	246	395	236	119	1,626
内部障がい	18歳未満	14	0	3	4			21
	18～64歳	208	5	24	57			294
	65歳以上	583	10	118	223			934
	合計	805	15	145	284	0	0	1,249
合計	18歳未満	43	8	5	5	3	2	66
	18～64歳	347	171	115	139	68	53	893
	65歳以上	816	270	320	615	195	162	2,378
	合計	1,206	449	440	759	266	217	3,337

※令和5年3月末現在

資料：福祉支援課

※障がい重複している場合は、代表部位、総合等級で計上

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、近年横ばい傾向にありましたが、令和3年度から4年度にかけては50人(1.48%)の減少となっています。

平成30年度からの推移を等級別に見ても、いずれも横ばい又は微減傾向となっており、特に変動の大きい区分はありませんでした。

なお、身体障害者手帳所持者数の総人口に占める割合は、2.97%から3.00%で推移しています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,226	1,220	1,225	1,254	1,206
2級	466	464	453	452	449
3級	455	451	445	443	440
4級	750	755	753	757	759
5級	263	269	265	263	266
6級	220	226	225	218	217
合計	3,380	3,385	3,366	3,387	3,337
総人口に占める割合(%)	2.99	2.99	2.97	3.00	2.97

※各年度末現在

資料:福祉支援課

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成30年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、内部障がいは増加、それ以外は減少傾向にあります。

内部障がいも令和3年度から4年度にかけては減少していますが、令和4年度は1,249人と、平成30年度に比べると97人(8.4%)増加しています。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障がい種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	172	174	173	170	166
聴覚・平衡機能障がい	275	275	269	272	265
音声・言語障がい	44	41	28	31	31
肢体不自由	1,737	1,739	1,671	1,650	1,626
内部障がい	1,152	1,156	1,225	1,264	1,249
合計	3,380	3,385	3,366	3,387	3,337

※各年度末現在

資料:福祉支援課

(4)年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成30年度からの推移を見ると、「18歳未満」と「18～64歳」が減少傾向にあるのに対して、「65歳以上」は令和3年度から4年度にかけてはやや減少しているものの、令和3年度までは増加傾向にありました。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	75	67	68	68	66
18～64歳	952	949	927	902	893
65歳以上	2,353	2,369	2,371	2,417	2,378
合計	3,380	3,385	3,366	3,387	3,337

※各年度末現在

資料:福祉支援課

3 知的障がい者の現状

(1)障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和4年度末現在839人(総人口の0.75%)で、年々増加する傾向にあります。平成30年度からの4年間で172人、率にして25.8%の増加となっています。

障がい程度別に見ると、中軽度のB判定が552人と多く、全体の65.8%を占めています。

また、平成30年度から令和4年度にかけての増加率が高いのもB判定で、増加率は34.0%となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	255	257	278	286	287
B判定	412	444	473	509	552
合計	667	701	751	795	839
総人口に占める割合(%)	0.59	0.62	0.66	0.71	0.75

※各年度末現在

資料:福祉支援課

(2)年齢階層別療育手帳所持者数の推移

平成30年度から令和4年度にかけての推移を年齢階層別に見ると、いずれの年齢階層においても増加していることがわかります。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	231	246	257	269	294
18～64歳	420	436	475	504	522
65歳以上	16	19	19	22	23
合計	667	701	751	795	839

※各年度末現在

資料:福祉支援課

4 精神障がい者の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末現在1,270人（総人口の1.13%）で、平成30年度からの4年間で359人、率にして39.4%の増加となっています。

等級別に見ると、2級が最も多く、令和4年度は全体の53.4%を占めています。

また、平成30年度からの推移を等級別に見ると、年によるばらつきはありますが、いずれの等級も増加しており、1級は1.2倍増、2級と3級はともに1.4倍増となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	49	51	54	53	59
2級	481	509	563	640	678
3級	381	406	359	467	533
合計	911	966	976	1,160	1,270
総人口に占める割合(%)	0.81	0.85	0.86	1.03	1.13

※各年度末現在

資料:福祉支援課

(2) 自立支援医療(精神通院)制度受給者数の推移

令和2年度の受給者数が減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年度から令和3年度の間更新を迎える人に対し、1年間の有効期間延長措置が取られ、自動延長となったためです。

令和4年度末現在の自立支援医療(精神通院)制度受給者数は1,967人で、平成30年度末に比べ346人(21.3%)増加しています。

自立支援医療(精神)受給者数の推移

(単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	1,621	1,706	1,118	1,909	1,967

※各年度末現在

資料:福祉支援課

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

筑紫管内における特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は年々増加しており、令和4年度は3,305人となっています。

平成25年4月以降、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。対象となる疾病は段階的に拡大が図られ、令和3年11月1日からは、366疾病が対象となっています。

特定医療費(指定難病)受給者証件数(有資格者数) (単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	2,825	2,886	3,032	3,287	3,305

※筑紫管内の人数

資料:福岡県筑紫保健福祉環境事務所

※平成30年度は平成31年3月31日現在

※令和元年度は令和元年6月1日現在

※令和2年度は令和2年6月1日現在

※令和3年度は令和4年2月18日現在

※令和4年度は令和5年1月23日現在

6 障害支援区分認定者の現状

障害支援区分とは、障害の特性その他の心身の状態に応じた、標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、18歳以上の障がい者が障害福祉サービスを利用するとき必要となります。支援の度合いは区分1が最も低く、区分6が最も高くなります。

障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、障害支援区分の認定者も年々増加しています。

障害支援区分認定者の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	3	3	3	5	8
区分2	72	86	105	113	109
区分3	90	104	104	108	111
区分4	67	73	68	66	74
区分5	73	70	71	71	68
区分6	105	108	105	111	115
合計	410	444	456	474	485

※各年度末現在

資料:福祉支援課

7 障がい児の就学の現状

(1)市内の特別支援学級の状況

市内の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

特別支援学級の児童・生徒数の推移

(単位：人)

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障がい	小学校	児童数	106	137	163	178	193
	中学校	生徒数	42	43	52	57	74
自閉症・ 情緒障がい	小学校	児童数	165	186	185	242	325
	中学校	生徒数	35	58	87	94	102
病弱・ 身体虚弱	小学校	児童数	3	4	1	0	0
	中学校	生徒数	0	0	3	3	3
肢体不自由	小学校	児童数	3	2	2	2	2
	中学校	生徒数	1	1	1	1	1

※各年度5月1日現在

資料：学校教育課

(2)特別支援学校への就学状況

本市からの特別支援学校（小学部および中学部）への就学状況は以下のとおりで、令和5年5月1日現在の通学者数は96人となっています。

特別支援学校への就学状況

学 校 名	所在地	設置者	春日市からの在学者数(人)		
			小学部	中学部	計
太宰府特別支援学校	太宰府市	福岡県	52	44	96

※令和5年5月1日現在

資料：学校教育課

8 障がい者の雇用の現状

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和4年6月1日現在、福岡労働局管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.3%）を達成している企業は4,123社中2,094社で、達成率は50.8%となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況(福岡労働局管内)

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合(%)
44～99人	2,142	137,479.5	3,146.5	2.29	1,043	48.7
100～299人	1,438	218,091.5	4,852.5	2.22	778	54.1
300～499人	272	94,990.5	2,148.5	2.26	128	47.1
500～999人	159	98,700.0	2,166.0	2.19	74	46.5
1,000人以上	112	314,298.0	7,443.5	2.37	71	63.4
計	4,123	863,559.5	19,757.0	2.29	2,094	50.8

※令和4年6月1日現在

資料:福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和5年6月1日現在、市の行政機関における障がい者雇用率は2.64%で、法定雇用率（2.6%）を達成しています。

市の障がい者雇用状況

対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
739.5人	19.5人	2.64%	2.6%

※令和5年6月1日現在

資料:人事課

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

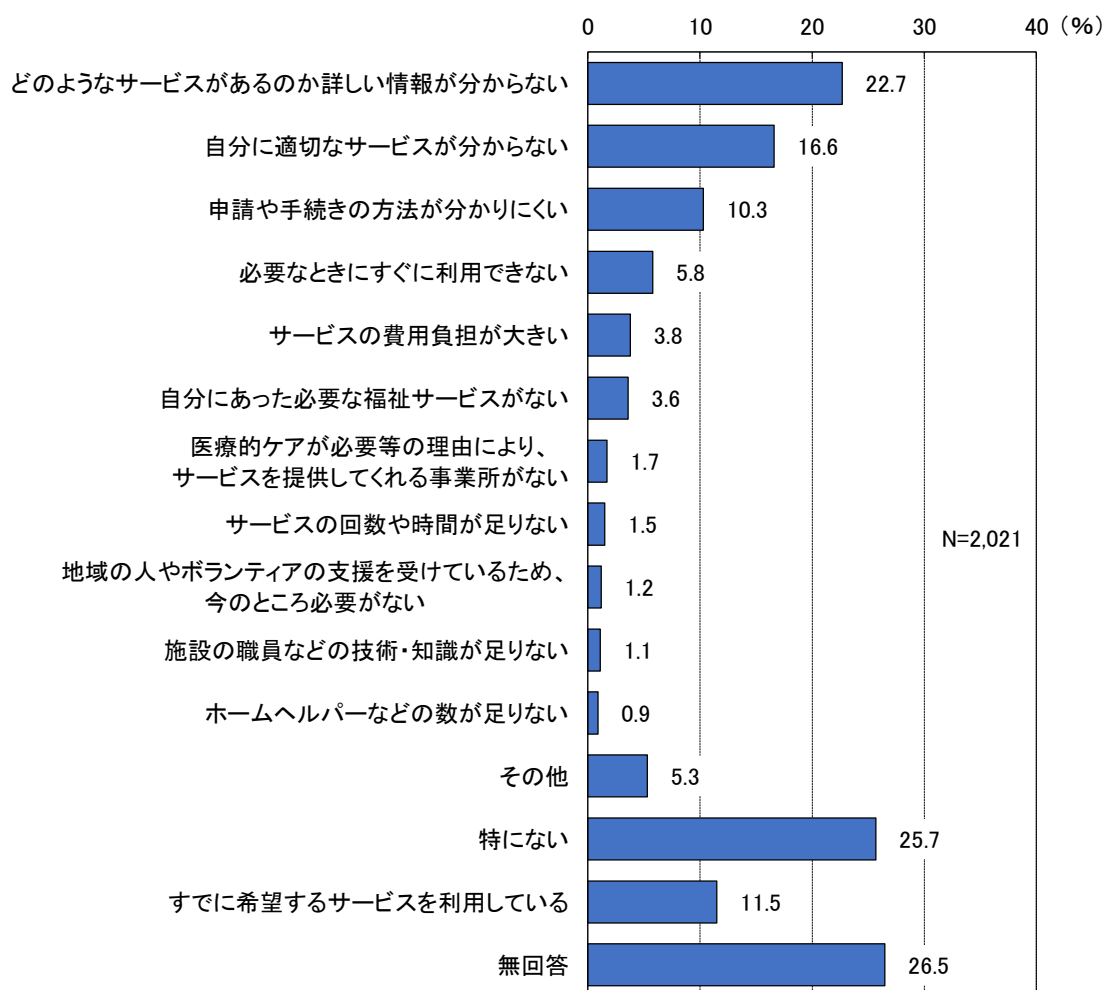
9 アンケート調査結果から見える現状

(1) 障害福祉サービスを利用していない理由

障害福祉サービスを利用していない理由としては、「どのようなサービスがあるのか詳しい情報が分からない」という回答が22.7%と最も多く、次いで、「自分に適切なサービスが分からない」が16.6%、「申請や手続きの方法が分かりにくい」が10.3%となっています。

障がい者が必要なサービスを適切に利用できるようにするためには、情報提供の充実と、一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の充実が必要です。

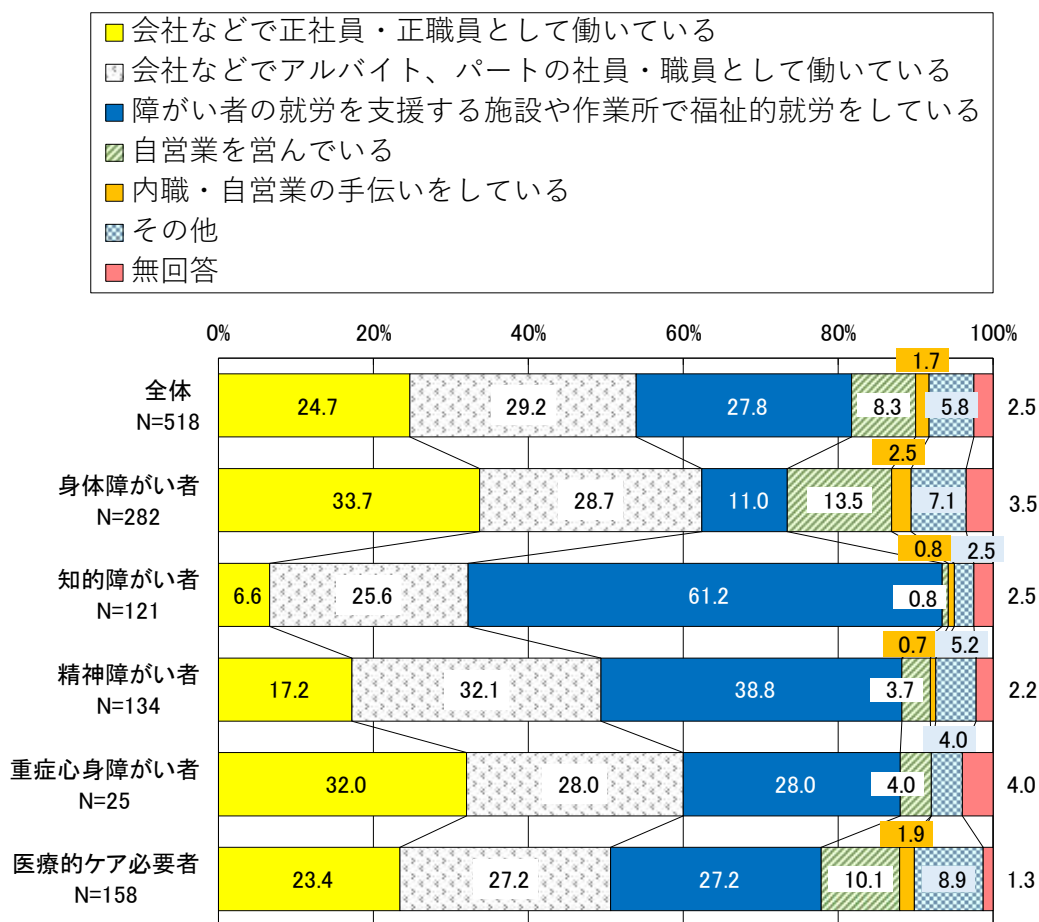
障害福祉サービスを利用していない理由



(2)就労形態

働いている障がい者に、どのように働いているかを尋ねたところ、身体障がい者では「会社などで正社員・正職員として働いている」が33.7%と最も多くなっていますが、知的・精神障がい者では「障がい者の就労を支援する施設や作業所で福祉的就労をしている」がともに最も高い割合（知的：61.2%、精神：38.8%）となっています。

どのように働いているか



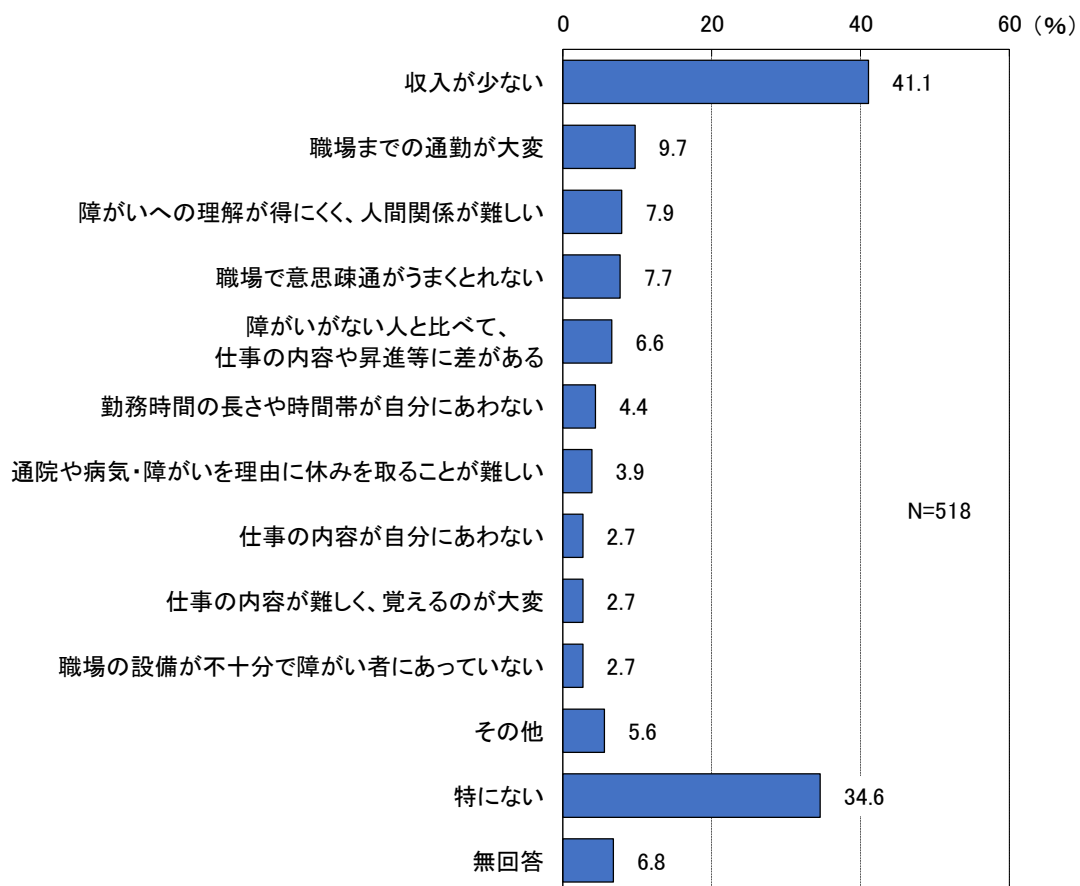
(3)仕事のことで悩んでいることや困っていること

働いている障がい者に、仕事のことで悩んでいることや困っていることがあるか尋ねたところ、「特にない」と回答した人は34.6%で、全体の58.6%は何らかの悩みや困っていることがあると回答しています。

悩みや困っていることの内容としては、「収入が少ない」という回答が41.1%と最も多く、次いで、「職場までの通勤が大変」が9.7%、「障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」が7.9%、「職場で意思疎通がうまくとれない」が7.7%と続いています。

就労先で問題を抱えている障がい者への就労定着のための支援や、雇用主や職場の同僚の障がいに関する理解の促進、福祉的就労の工賃向上などに取り組む必要があります。

仕事のことで悩んでいることや困っていることがあるか(複数回答可)

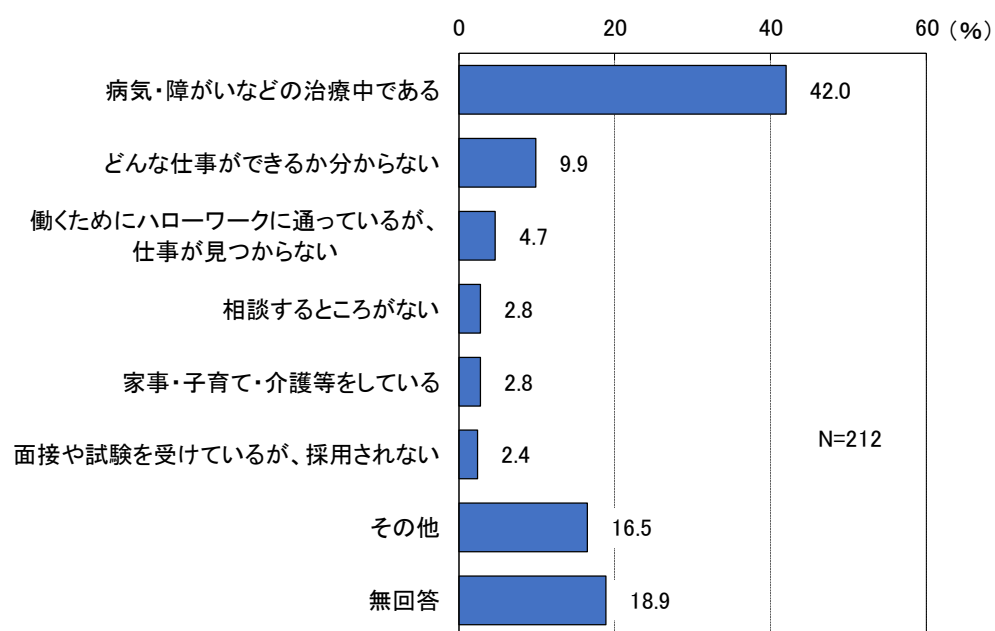


(4)働きたいと思いながら、働いていない(働けない)理由

「現在は働いていない(働けない)が、今後働きたい」と回答した人に、働いていない理由を尋ねたところ、42.0%の人は「病気・障がいなどの治療中である」と回答しており、それ以外の理由としては「どんな仕事ができるか分からない」(9.9%)という回答が最も多くなっています。

障がい者の就労支援には、障がい者の希望や能力に合う仕事探しの支援が必要です。

現在、働いていない理由

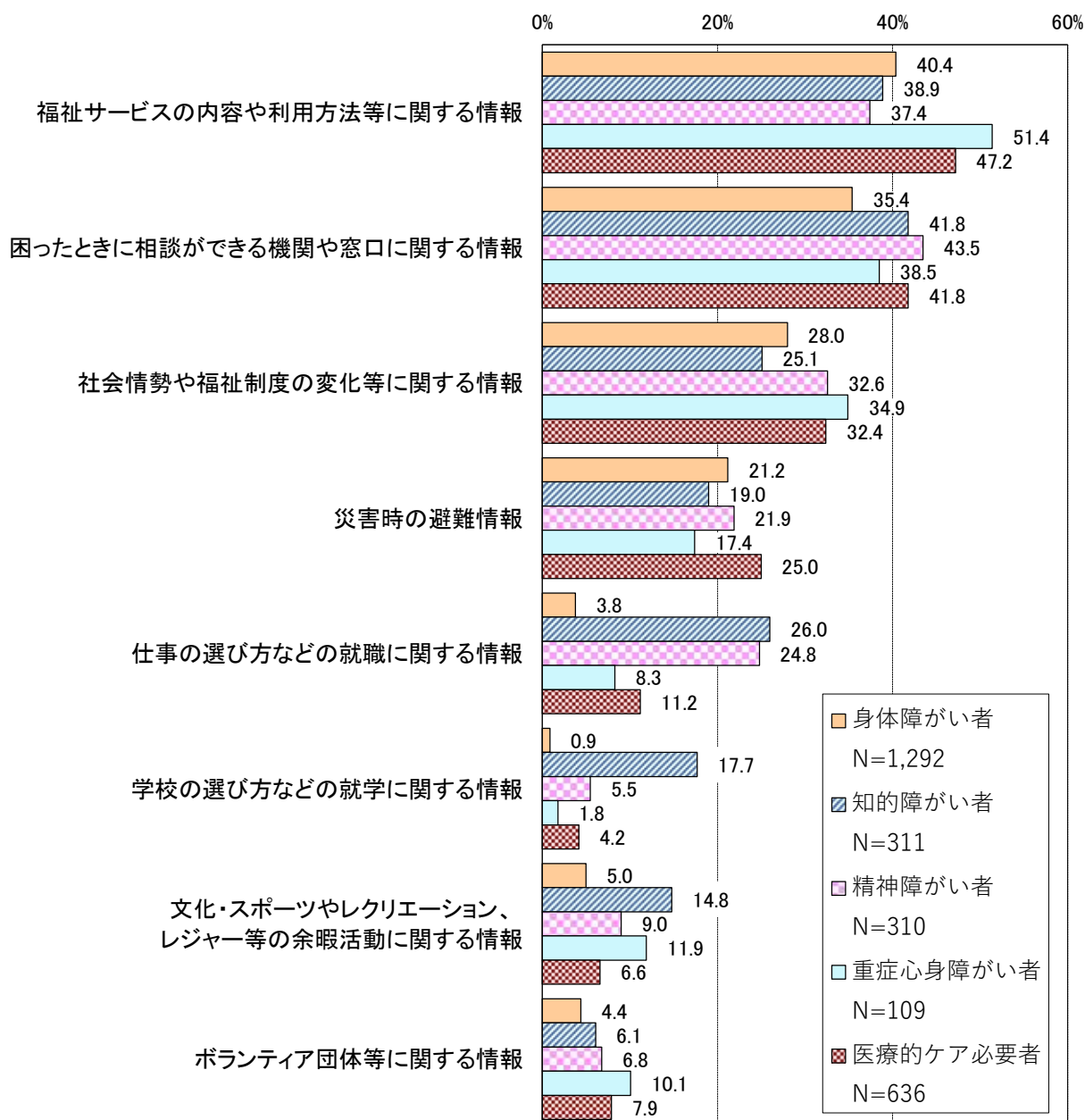


(5) 今後、特に充実してほしい情報

「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」や「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」「社会情勢や福祉制度の変化等に関する情報」が上位にあがっており、これらの情報提供が十分行える相談窓口が求められています。また、障がい属性別に見ると、知的障がい者と精神障がい者については、「仕事の選び方などの就職に関する情報」が他の属性に比べ高い割合となっていることがわかります。

障がい者、特に知的障がい者と精神障がい者の就労支援には、仕事の選び方など就職に関する情報提供も重要です。

今後、特に充実してほしい情報

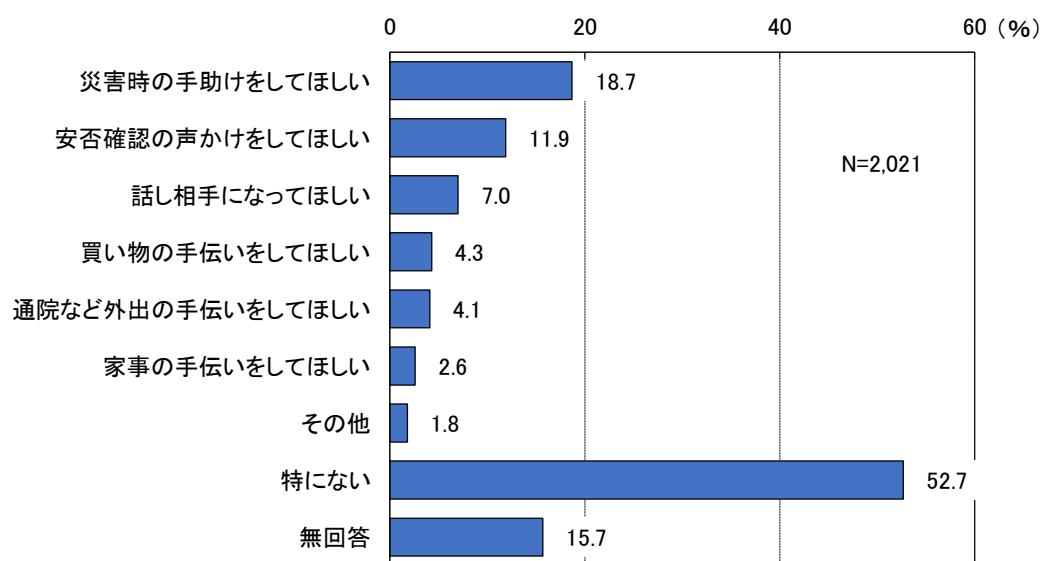


(6)地域で手助けしてほしいと思うこと

地域で手助けしてほしいと思うことがあるか尋ねたところ、「特にない」が全体の52.7%と最も多くなっていますが、「災害時の手助けをしてほしい」(18.7%)、「安否確認の声かけをしてほしい」(11.9%)、「話し相手になってほしい」(7.0%)など、手助けを求める回答も少なくありません。

手助けを必要とする障がい者を地域で支えることができる地域共生社会の実現に向けての取組が必要です。

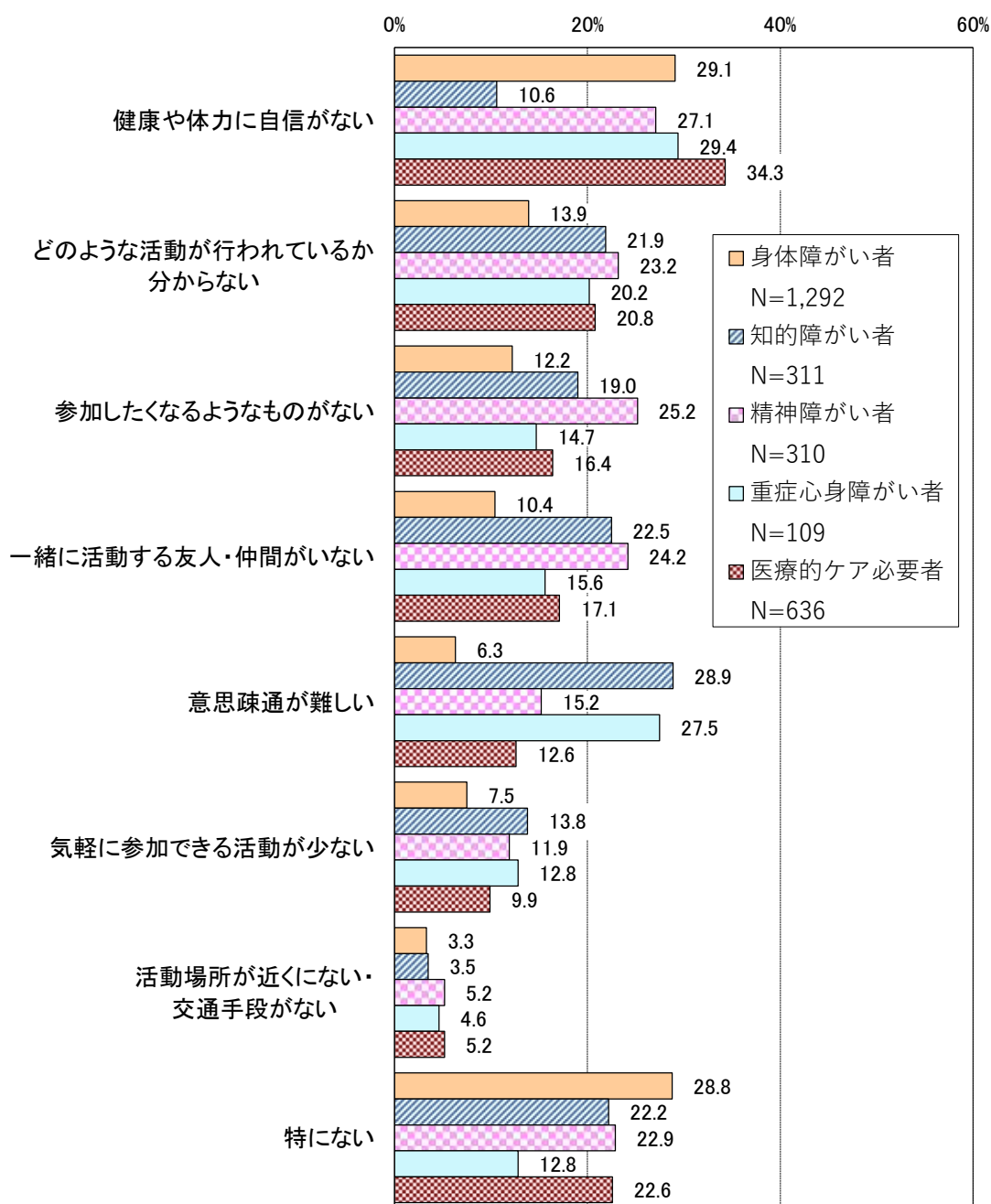
地域で手助けしてほしいと思うことはあるか



(7)地域活動に参加しようとした場合にさまたげになること

地域行事や余暇活動に参加しようとした場合、そのさまたげとなることについては、「健康や体力に自信がない」を筆頭に「どのような活動が行われているか分からない」「参加したくなるようなものがない」「一緒に活動する友人・仲間がいない」などが上位にあがっています。障がい属性別に見ると、知的障がい者については「意思疎通が難しい」という回答が28.9%と最も高い回答割合となっています。

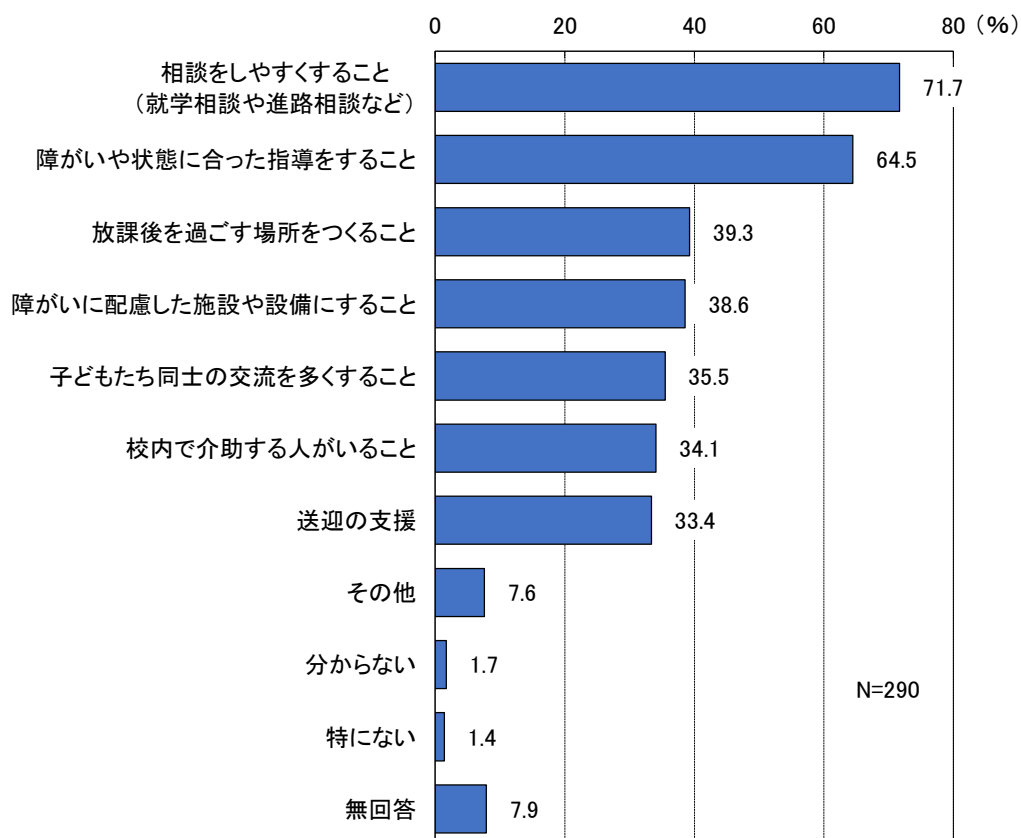
地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとした場合、そのさまたげになること



(8)障がいのある子どもの教育環境について、必要と思うもの

障がいのある子どもの教育環境について、必要と思うものとしては、「相談をしやすいこと（就学相談や進路相談など）」が全体の71.7%と最も多く、「障がいや状態に合った指導をすること」が64.5%で、それに続いています。

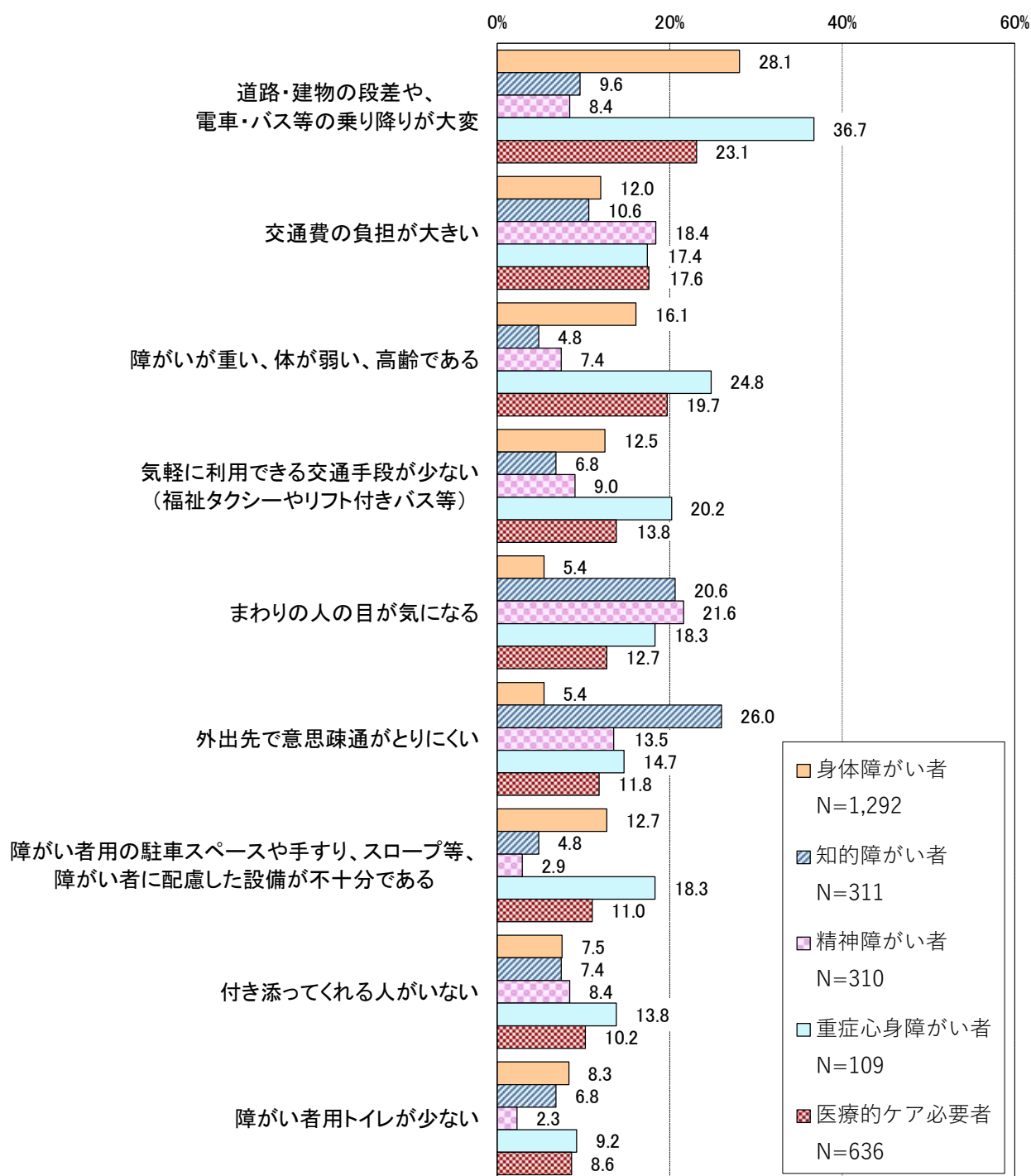
障がいのある子どもの教育環境について、必要と思うもの



(9)外出に関して不便や困難を感じること

外出に関して不便や困難を感じることを、障がい属性別に見ると、身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変」(28.1%)、知的障がい者では「外出先で意思疎通がとりにくい」(26.0%)、精神障がい者では「まわりの人の目が気になる」(21.6%)がそれぞれ最も多くなっています。

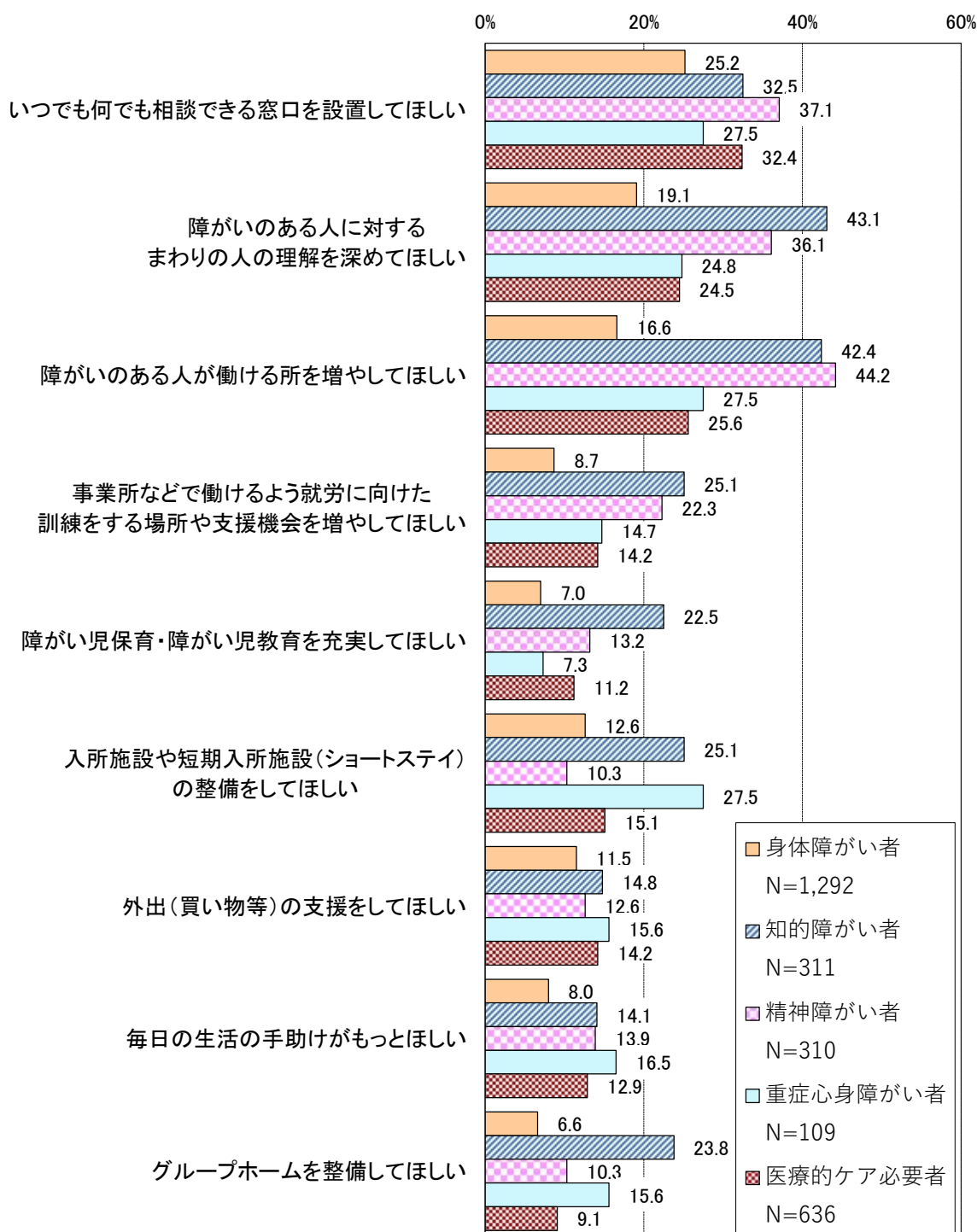
外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じる人が多いか



(10)障がい者(児)に対する支援として充実すべきだと思うこと

障がい者(児)に対する支援として充実すべきだと思うことを、障がい種別に見ると、身体障がい者では「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」、知的障がい者では「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」、精神的障がい者では「障がいのある人が働ける所を増やしてほしい」が、それぞれ最も高い回答割合となっています。

障がい者(児)に対する支援として、どのようなことを充実すべきだと思うか





成果目標とサービス事業量の見込み

1 令和8年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実情を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者（94人）の1.6%にあたる2人の削減及び6%以上（6人）を地域生活へ移行することを目標としていました。

結果、令和5年度末時点での施設入所者は92人、地域生活移行者は6人と、目標を達成することができました。

前計画の目標：福祉施設入所者の地域生活への移行	目標値	実績値
令和5年度末現在の施設入所者数	92人	92人
令和5年度末までの地域生活移行者数	6人	6人

本計画では、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら、本人の意向に沿った地域生活への移行が実現できるよう、地域移行支援及び地域定着支援の周知と利用の促進、多様な形態の住まいの整備等に努め、令和4年度末時点における施設入所者（92人）の6%（6人）以上を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から2%以上（2人）削減することを目標とします。

本計画の目標：福祉施設入所者の地域生活への移行	目標値
令和8年度末の施設入所者数	90人
令和8年度末までの削減数※	2人
令和8年度末までの地域生活移行者数	6人

※ 令和5年度末までの削減数は、令和5～8年度末までの地域生活移行者数及びその他の退所者数（18人）から新規利用による施設入所者数（16人）を差し引いた数となります。

今後も、必ずしも入所が必要でない施設入所者の地域移行に向けた取り組みを行っていきます。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいがあっても、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、筑紫保健福祉環境事務所、筑紫地区5市の障がい福祉担当所管、精神保健福祉担当所管等にて協議を行い、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

活動指標	前計画 (実績)	本計画（見込み）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）	0	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数（人／年）	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数（人／年）	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数（人／年）	64	50	60	70
精神障がい者の自立生活援助の利用者数（人／年）	0	0	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人／年）	13	10	10	10

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がい者やその家族が地域生活を送る上で安心感を抱けるよう、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つの機能を有する仕組みであり、令和5年度は①及び②の機能を整備しています。

本計画では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、自立した生活を希望する人に対する支援を進めるために、地域生活支援拠点等のさらなる充実を目指し、その他の機能の整備に向け協議を行うとともに、定期的に運用状況を検証及び検討することとします。

また、国の基本指針では、新たに強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実が求められており、強度行動障がいを有する人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討することとします。

成果指標・活動指標	前計画 (実績)	本計画（見込み）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域生活支援拠点等の設置	有	有	有	有	
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数（回／年）	2	2	2	2	

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

障がいのあるなしにかかわらず、「働く」ことは、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。

前計画では、令和5年度における年間一般就労への移行者数の目標を19人としていました。実際に一般就労へ移行した人は19人で、目標を達成することができました。

前計画の目標：福祉施設から一般就労への移行	目標値	実績値
令和5年度の年間一般就労移行者数(就労移行支援)	19人	19人

本計画では、ハローワークや障害者就業・生活支援センターちくし、各事業所等の関係機関との連携を推進し、令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績9人の1.28倍以上(12人以上)にすることを目標とします。

本計画の目標：福祉施設から一般就労への移行	目標値
令和8年度の年間一般就労移行者数 (令和3年度実績9人の1.28倍以上)	12人

今後も障がい者の「働きたい」「働き続けたい」という思いに寄り添い、多様な働き方を広く紹介し、障がい者の一般就労に対する理解促進を図ります。

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

障がい者の就労については、企業の障がいに対する理解の促進など、障がい者が安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

前計画では、国の指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者(19人)のうち、70%が就労定着支援事業を利用することとしましたが、利用者は12人(一般就労移行者の63%)で、目標に達しませんでした。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の市内事業所を全体の70%以上とすることを目標としていましたが、市内事業所

(1か所)の就労定着率は100%でした。

前計画の目標：就労定着支援の利用者数	目標値	実績値
令和5年度の就労定着支援利用者の割合	70%	63%
令和5年度の就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合	70%	100%

本計画では、一般就労に移行した障がい者に対し、就労定着を支援していくため、令和8年度の就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績9人の1.48倍以上である16人以上とすることを目標とします。

本計画の目標：就労定着支援の利用者数	目標値
令和8年度の就労定着支援利用者数 (令和3年度実績9人の1.48倍以上)	16人

今後も、多様化する就労ニーズに応え、生活面での支援も含めた支援、障がい者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、関係機関と連携を図りながら引き続き障がい者の就労を支援していきます。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターは市内には未整備ですが、筑紫地区圏域にて整備済であるため、必要に応じて当該施設と連携を図っています。

令和3年度からは、発達に課題がある児童に対する専門的な支援の確保という観点から、いきいきプラザに「こども発達支援室」を設置し、就学前の乳幼児から15歳までの児童を対象に、発達に関する相談等を実施するとともに、必要に応じて保育所・幼稚園、小中学校、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所等と連携し、福祉と教育の切れ目ない支援を実施しています。

今後は、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築のため、保育所等訪問支援の利用を促進して地域の保育や教育等の支援を受けることができるよう努めるとともに、障がい児やその家族等への支援や障がいへの理解促進を推進します。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、それぞれ市内に2か所開設されていますが、障がいの特性上、必要とするケアや医療行為が異なるため、地域のニーズを完全に満たすには至っていない状況です。今後も事業所と情報共有を図りながら、個々のニーズに合った支援体制の確保を図ります。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児の支援を目的とした、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による医療的ケア児支援に関する情報交換及び支援方法の協議の場については、春日市障がい者福祉関係機関会議等を活用して、必要に応じた協議を行っています。

また、令和元年度から医療的ケア児等支援調整コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な障がい児や障がい者からの相談への対応と関係機関との連携調整を行っています。

成果指標・活動指標	前計画 (実績)	本計画（見込み）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援センター設置	有	有	有	有	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数（か所）	2	2	2	2	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数（か所）	2	2	2	2	
市における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人／月）	1	1	1	1	
ペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者数（人／年）	5	5	5	5	
ペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（人／年）	10	12	12	12	

(6)相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターが中心となって相談支援体制の充実を図り、障がい者の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続していきます。

②地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターの新たな役割として、相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援を行うとともに、個別事例の検討等を通じて、地域の課題や不足するサービス等の把握及び改善、新たな事業の開発等に努めます。

また、筑紫地区地域自立支援協議会において地域の相談機関との連携強化の取り組みや、個別事例の検討等を通じて、地域の課題や不足するサービス等の把握及び改善、新たな事業の開発等に努めます。

成果指標・活動指標	前計画 (実績)	本計画（見込み）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件／年）	2	2	2	2
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件／年）	2	2	2	2
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回／年）	2	2	2	2
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回／年）	12	12	12	12

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員が積極的に参加し、業務の質の向上を図ります。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

活動指標	前計画 (実績)	本計画（見込み）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する各種研修への市職員の参加人数見込み（人／年）	2	2	2	2	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数（回／年）	2	2	2	2	

2 障害福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	141	137	150	160	170	180
利用時間 （時間／月）	2,827	2,856	2,990	3,150	3,300	3,450

※サービス見込み量の単位

人 / 月：1か月当たりの利用人数

時間 / 月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日 / 月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1	1	1	2	2	2
利用時間 （時間／月）	544	531	430	850	850	850

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	17	18	20	22	24	26
利用時間 （時間／月）	320	438	540	660	810	990

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	6	7	10	10	13	15
利用時間 （時間／月）	77	124	140	140	160	180

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

近隣に事業所がなく、本市の利用実績はありませんが、重度障がい者支援の推進の観点から、1人の利用を見込みます。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用時間 （時間／月）	0	0	0	100	100	100

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	165	170	180	180	185	190
利用日数 (人日/月)	3,435	3,568	3,570	3,600	3,700	3,800

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	2	3	4	5	10	15
利用日数 (人日/月)	13	34	34	35	40	45

■ 自立訓練（生活訓練）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	14	11	10	12	12	12
利用日数 （人日／月）	206	189	180	190	190	190

③ 就労選択支援（新設）

障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援するサービスです。令和7年10月を目処に開始される予定です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）					4	8
利用日数 （人日／月）					55	120

④ 就労移行支援

知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	71	44	40	45	50	55
利用日数 （人日／月）	1,269	780	620	750	850	900

⑤ 就労継続支援（A型）

障がいのため一般企業での就労が難しい人に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	140	145	160	170	180	190
利用日数 （人日／月）	2,855	2,986	3,130	3,280	3,440	3,600

⑥ 就労継続支援（B型）

就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難であったり、就労移行支援事業を利用したが一般企業での雇用に結びつかなかった障がい者に対し、雇用契約に基づかない就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	208	227	260	280	300	320
利用日数 （人日／月）	3,789	4,298	4,650	4,800	5,200	5,500

⑦ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	12	12	13	14	15	16

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	8	8	10	10	10	10

⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

在宅の障がい者を介助（介護）する人が病気などの場合に、障がい者が施設へ短期間入所することにより、入浴、排せつ、食事の介助等を受けることができるサービスです。

■短期入所（福祉型）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	18	23	30	40	50	60
利用日数 （人日／月）	90	125	160	190	220	260

■短期入所（医療型）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1	3	2	2	2	2
利用日数 （人日／月）	1	3	5	10	10	10

(3)居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	1	0	1	2	3

② 共同生活援助（グループホーム）

地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	115	131	150	180	210	240

③ 施設入所支援

入所施設において、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	92	92	92	92	91	90

(4)相談支援

① 計画相談支援

障がい者本人やその家族に対し、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	794	834	890	900	950	1,000

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	2	3	4

③ 地域定着支援

施設・病院から退所・退院した障がい者、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	2	3

3 障がい児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

身近な地域で障がい児が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や、保育所等の障がい児を預かる施設の援助等を行います。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	290	356	410	420	460	500
利用人数 （人日／月）	1,883	2,658	3,000	3,150	3,300	3,450

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能障がいがある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

近隣に事業所がなく、本市の利用実績はありませんが、関係事業所との情報共有を図り、サービス提供の環境整備に努めます。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	┆	┆	┆
利用人数 （人日／月）	0	0	0	┆	┆	┆

③ 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	372	441	480	500	550	600
利用人数 （人日／月）	5,474	6,523	6,700	6,800	7,000	7,200

④ 保育所等訪問支援

保育所や学校など、障がい児の日中の居場所を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	11	13	20	30	40	50
利用人数 （人日／月）	24	30	40	50	60	70

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難なため、障害児通所支援を利用することができない障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	0	1	0	1	1	1
利用人数 （人日／月）	0	1	0	10	10	10

(2) 相談支援

① 障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、心身の状況やおかれている環境、障害児通所支援等の利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	635	786	900	1,000	1,250	1,500

4 地域生活支援事業の見込量

本市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行う事業です。

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、障がいへの理解を深めるため、主に広報活動を通じて地域住民への働きかけを行います。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施数	2	2	2	2	2	2

② 相談支援事業

○基幹相談支援センター等機能強化事業

本市では、令和2年4月から「春日市障がい者基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制の充実を図っています。

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、基幹相談支援センター等に専門職員の配置を行っています。

○障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業実施箇所数 （か所）	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業実施箇所数 （か所）	2	2	2	2	2	2

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。

障がい者本人が希望する生活を実現するにあたって、成年後見制度の重要性は増しており、今後も成年後見制度の利用促進と事業の周知を図ります。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業利用実人数 （人／年）	1	1	1	3	3	3

④ 意思疎通支援事業

○手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等が公的機関や医療機関での手続き等で円滑な意思の疎通が困難な場合に、手話通訳者を派遣する事業です。

今後も希望者への派遣が行えるよう、事業を周知し、サービスの利用支援を図ります。

○要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等が公的機関や医療機関での手続き等で円滑な意思の疎通が困難な場合に、要約筆記者を派遣する事業です。

今後も希望者への派遣が行えるよう、事業を周知し、サービスの利用支援を図ります。

○手話通訳者設置事業

市庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者等が市庁舎内での各種手続き等で意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳を行います。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業派遣回数 （回／年）	208	164	180	180	180	180
要約筆記者派遣事業派遣回数 （回／年）	3	4	5	5	5	5
手話通訳設置箇所数 （か所）	1	1	1	1	1	1

⑤ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付するサービスです。

対象となる日常生活用具は以下のとおりです。

○介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなど身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイス等のうち、利用者及び介助者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

○自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

○情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

○排泄管理支援用具

ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

障がい者が安心して日常生活を送れるよう、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がいの種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	3	2	4	5	6	7
自立生活支援用具 (件/年)	13	13	14	15	16	17
在宅療養等支援用具 (件/年)	22	13	20	15	17	20
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	17	18	18	20	22	24
排泄管理支援用具 (件/年)	1,863	2,081	2,100	2,300	2,400	2,500
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)(件/年)	3	3	3	3	3	3

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が、その他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、意思伝達的手段として手話奉仕員の養成を行う事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修受講者数（人／年）	17	12	16	15	15	15

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に対し、創作的活動または生産活動の提供、地域との交流の促進等を行い、地域生活において自立した生活を営むことができるよう支援します。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。

前計画期間中の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控えた障がい者等が多かったことから見込みを下回りました。今後は外出頻度が増えることが見込まれます。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人／年）	80	99	100	105	110	115
延べ利用時間数（時間／年）	6,691	7,663	8,480	8,605	9,015	9,424

(2)任意事業

① 訪問入浴サービス

居宅介護や通所施設等で入浴が困難な障がい者に、訪問により居宅において浴槽を提供し、入浴サービスを行う事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数（人／年）	13	11	14	15	15	15

② 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数（人／年）	68	54	73	74	75	76

③ 日中一時支援事業

○日中一時支援事業

家族の就労支援や一時的な休息のため、障がい者の日中における活動の場を確保し、見守りや余暇活動を提供する事業です。

○県立太宰府特別支援学校放課後等支援事業

太宰府特別支援学校に在学している障がい児に対し、放課後等に活動場所を提供し、保護者等の一時的休養を確保する事業として実施していましたが、放課後等デイサービス事業が浸透し、事業所等の社会資源が増加したことを鑑み、令和6年度末で事業を終了します。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業 利用者数（人／年）	31	31	32	33	34	35
県立太宰府特別支 援学校放課後等支 援事業利用者数 （登録者数／年）	10	12	14	14		

④ 自動車運転免許取得・改造助成

就労等を目的とした障がい者に対し、自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 （人／年）	4	1	0	5	5	5

⑤ レクリエーション活動支援（水泳教室）

障がい者等の交流、余暇、体力作り等に資するとともに、障がい者スポーツの振興のため、スポーツに触れる機会等を提供する事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 （人／年）	40	33	39	40	40	40

⑥ 点字・声の広報等発行

視覚障がい者のために、地域生活を営む上で必要な情報を点訳や音訳等で提供します。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 （人／年）	8	8	8	10	10	10

⑦ 発達障害児者家族等支援事業（家族のスキル向上支援）

発達障がい児の家族を対象にペアレントプログラムを開催する事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援者数（人／年）	3	5	5	5	5	5
実施資格取得者数（人／年）	0	2	1	1	1	1
実施者数（人／年）	3	9	10	12	12	12

5 その他の事業について

障がい者の様々なニーズに対応するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業以外に市で独自に行っている事業です。今後の障がい福祉の動向や近隣市の状況等を勘案し、必要に応じて事業の見直しを図る予定です。

サービス種類	内容
福祉タクシー料金助成事業	在宅の重度の障がい者に対し、タクシー利用料金を一部助成します。
配食サービス事業	外出困難な障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を配達するとともに、安否の確認をします。
住宅改造費助成事業 (すみよか事業)	介護を要する身体障がい者に対し、生活しやすい住宅に改造するための費用の一部を助成します。
福祉電話設置事業	外出困難な在宅の重度の身体障がい者に対し、連絡手段を確保するため、福祉電話を貸与し、設置料や基本料金等を助成します。
あんしんコール事業	在宅の重度の身体障がい者に対し、自宅内での急病や事故等の緊急時に通報できる通報装置を貸与します。必要に応じて、ホームヘルパー等の派遣や救急要請等を行います。
寝具洗濯サービス事業	在宅の身体障がい者の保健衛生上の維持向上を図り、介護者の負担を軽減するため、寝具等の洗濯、乾燥及び消毒を行います。
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。



第4章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたるため、福祉支援課が中心となり、これら庁内関係所管との連携を図りながら、計画を推進します。

また、計画の実施にあたっては、障がい者や難病患者、障がい者団体や社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、生活圏をともにする近隣市とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、国・県の関係各機関との連携を図ります。

以上のような社会資源や地域連携のネットワークの核として「筑紫地区地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、福祉支援課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。



資料編

1 春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会設置要綱

(令和2年3月25日告示第81号)

改正 令和5年3月31日告示第85号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定に当たり、必要な検討を行うため、春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、13人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体、福祉関係団体等が推薦する者
- (3) 市民(前2号に掲げる者を除く。)

2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

(依頼期間)

第3条 委員の依頼期間は、1年とする。ただし、市長は、依頼期間中であっても、必要があるときは、依頼を解くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、地域共生部福祉支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第85号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会委員名簿

(敬称略)

区分	選出団体	職名	氏名
学識経験者	学校法人 筑紫女学園大学	教授	山崎 安則
医療及び 福祉関係団体が 推薦する者	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	社会福祉課長	藤井 芳江
	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会	福祉推進課長	藤井 紀之
	春日市身体障害者福祉協会	会長	篠原 比呂志
	手をつなぐ育成会かすが	知的障がい者相談員	佐野 益子
	筑紫地域精神障害者家族会 五筑会	世話人	柁嶋 和幸
	社会福祉法人 宰府福祉会 障害者就労支援センター ゆり工房	施設長	中村 勝利
	福岡プライマリケア訪問看護ステーション	代表取締役	熊谷 紀子
	障害者就業・生活支援センターちくし	センター長	中野 正人
	春日市自治会連合会	須玖北地区自治会長	秋枝 恵美
	春日市教育委員会	教育委員	染原 レイ子
市民		市民公募	米田 幸司

3 策定経過

年月日	会議等	内容
令和5年6月1日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7期春日市障がい福祉計画及び第3期春日市障がい児福祉計画について ● 会議のスケジュールについて ● アンケート（案）について
令和5年6月23日 ～7月10日	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象：春日市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの利用者 ● 調査方法：郵送による配布・回収 ● 配布数：5,493件 ● 回収数：2,021件（回収率：36.8%）
令和5年8月8日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査の集計報告について ● アンケート調査からみる課題について
令和5年9月19日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の目次構成について ● 計画の基本理念、計画の方向性について
令和5年11月21日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7期春日市障がい福祉計画及び第3期春日市障がい児福祉計画の素案について
令和5年12月13日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第5回）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7期春日市障がい福祉計画及び第3期春日市障がい児福祉計画（案）について
令和6年1月9日 ～1月22日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見提出者数 1人 ● 意見数 4件
令和6年2月2日	春日市障がい福祉計画及び春日市障がい児福祉計画検討協議会（第6回）	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施結果について ● 第7期春日市障がい福祉計画及び第3期春日市障がい児福祉計画最終案について ● 概要版について

4 用語解説

【あ行】

医療的ケア

経管栄養、気管切開部の衛生管理、たん吸引等、障がい者に対して日常的・応急的に行う医療行為のこと。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施し、地域の実情に応じて障がい者やその家族に必要な支援や情報提供を行うところ。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げによる意思の疎通、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

子ども発達支援室

就学前の乳幼児から15歳までの児童を対象とした発達に関する相談等を実施し、必要に応じて、保育所・幼稚園、小中学校、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所等と連携し、教育・福祉の切れ目ない支援を実施する機関。

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行う等、地域における中核的な支援施設。

障害者基本法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う拠点施設。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあると認定された人に対して交付される手帳。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に定める一定程度の精神障がいの状態にあると認定された人に対して交付される手帳。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人に対し、本人に代わって財産の管理や生活上必要な手続等を行う等の支援をする人を定める制度。

【た行】

地域活動支援センター

障がい者の自立支援と社会参加の促進のために、日常生活に関する相談や地域との交流支援等を行う機関。

地域自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。筑紫地区については、春日市、大野城市、那珂川市、太宰府市、筑紫野市の5市からなる圏域で設置している。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

【ら行】

療育手帳

知能の発達に障がいがあると認められる場合に交付される手帳。



みんなで春をつくろう

春はスタートの季節です。春は新しいことが始まる季節です。
その「春」の「日」のまちだから、期待でワクワクするようなまちになろう。
良いまちは、誰かがつくってくれるものではなく、市民がつくっていくものです。
市民と行政が一つのチームになって、みんなで新しい春をつくる。
「春」とは、みんなに新しいこと、みんなが助かること、みんなが喜ぶこと。
暮らしが笑顔になる春ぞ、どんどんつくっていく。
みんなで春をつくるから、ずっと住みたいまちになる。
みんなで春をつくろう。これからの春日市です。

第7期春日市障がい福祉計画及び第3期春日市障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 春日市地域共生部福祉支援課

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111 FAX 092-584-1154

e-mail fukushi@city.kasuga.fukuoka.jp
